

住民票・戸籍謄本・印鑑証明書を必要とされる方へ

◎土曜日や日曜日でも交付請求できます

本庁の市民課をご利用ください。

◎平日は午後7時まで利用できます

本庁市民課は月曜日から金曜日まで。各行政局は毎週木曜日。

◎市内のどの窓口でも交付請求できます

本庁や行政局、出張所、どの窓口でも利用できます。

窓口	電話番号	月	火	水	木	金	土	日
本庁市民部 市民課	82-1112	午前8時30分～午後7時					午前8時30分 ～午後5時15分	
滝根行政局 市民課 大越行政局 市民課 都路行政局 市民課 常葉行政局 市民課	78-1202 79-2112 75-2113 77-2112	午前8時30分～午後5時15分			午前8時30分 ～午後7時	午前8時30分 ～午後5時15分		
各出張所	※下記をご覧ください	午前8時30分～午後5時15分						

※文珠出張所 ☎82-1522、美山出張所 ☎82-1515、瀬川出張所 ☎84-2111、移出出張所 ☎86-2111、芦沢出張所 ☎82-1520、七郷出張所 ☎85-2111、要田出張所 ☎62-2563

- 祝日は窓口を開設していませんので、ご注意ください（祝日が土曜・日曜日の場合は開設します）
- 代理人による交付申請では、委任状が必要な場合があります。

印鑑登録をされる方へ

●印鑑登録者ご本人による申請の場合

- ① 本人確認書類（運転免許証等の顔写真付き）と登録印鑑を持参して登録します。
- ② 運転免許証などの顔写真付きの本人確認書類をお持ちでない方は、次の方法でも登録できます。
 - ・ 市役所職員の面談で登録者ご本人を確認できる場合。
 - ・ 市に住所があり、印鑑登録をしている方が実印を持参し、保証人になる場合。
- ③ 上記の事項に該当しない場合は、本人に照会書を郵送して確認するため、登録まで日数を要します。

●代理人による申請の場合

申請するご本人が病気その他やむを得ない理由により、窓口に来られない場合は、代理人による申請をすることができます。

ただし、印鑑登録の重要性と印鑑の不正使用を未然に防止するため、登録者ご自身の意思を確認する必要がありますので、次の方法で申請をします。

- ① 「代理人選任届」を添えて、代理人が印鑑登録申請をします。
- ② 郵便で「照会書」を本人に送付します。
- ③ 「照会書」が届きましたら、登録者ご自身が「回答書」に記入して、代理人が「回答書」を持参し登録します。

※登録申請者が手足の不自由等の理由で「代理人選任届」などが自署できない場合は、「申立書」を代理人に作成していただきます。

●問い合わせ 市民部 市民課 ☎82-1112、各行政局 市民課

入学や就職、転勤などで引越しされる方は住民異動の手続きが必要になります。

住民異動届の届出人は

異動する本人か、世帯主が届出人になります。（本人・世帯主が、都合で届け出できない場合は、その世帯の世帯員でも届け出できます）

しかし、別世帯の方および世帯分離している方が代理で届け出する場合は、本人または世帯主が書いた【委任状】が必要です。

※委任状は、市のホームページからダウンロードできます。

届出には本人確認書類が必要

届出人の本人確認ができるもの（運転免許証、パスポート、住民基本台帳カードなど、顔写真付きの官公署発行の証明書など）が必要です。

住民異動届の受付時間

住民異動届の受付時間は、月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分までです（祝日を除く）。

こんなとき	届出書に必要なもの	届出の期限
市内に転入したとき ↓ 転入届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の本人確認書類 ● 転入届（前住所地で交付） ● 国民年金手帳（加入者のみ） ● 後期高齢者医療負担区分等証明書または広域内異動連絡票（該当者のみ・前住所地で交付） ● 介護保険受給資格証明書（受給者のみ・前住所地で交付） ● 小中学生の子どもがいる場合は在学証明書（前学校で交付） ● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ） ● 自立支援医療受給者証（受給者のみ） ● 住民基本台帳カード（該当者のみ） 	転入した日から 14日以内
市外に転出するとき ↓ 転出届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の本人確認書類 ● 転出先の住所・世帯主名 ● 印鑑登録証（登録者のみ） ● 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ● 国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ） ● 後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） ● 乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証（受給者のみ） ● 介護保険被保険者証（受給者のみ） ● 重度心身障害者医療費受給者証（受給者のみ） ● 自立支援医療受給者証（受給者のみ） ● 住民基本台帳カード（該当者のみ） 	転出する 14日前から 転出後 14日以内
市内で住所を変更したとき ↓ 転居届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の本人確認書類 ● 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ● 国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ） ● 後期高齢者医療被保険者証（該当者のみ） ● 乳幼児またはひとり親家庭医療受給者証（受給者のみ） ● 介護保険被保険者証（受給者のみ） ● 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳（該当者のみ） ● 重度心身障害者医療費受給者証（受給者のみ） ● 自立支援医療受給者証（受給者のみ） ● 住民基本台帳カード（該当者のみ） 	転居した日から 14日以内
世帯主が変わったとき ↓ 世帯主変更届	<ul style="list-style-type: none"> ● 届出人の本人確認書類 ● 国民健康保険被保険者証（加入者のみ） ● 国民健康保険高齢受給者証（該当者のみ） 	変更した日から 14日以内

住民異動の手続きはお早めに